

令和元年11月1日開催

第 14 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第14回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月1日(金) 午前10時00分

2. 開催場所 みついしふれあいプラザ 3階会議室

3. 出席委員 8 人 (欠席委員0名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	欠
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	欠
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長 久 保 稔  
主 幹 二 本 柳 浩 一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和元年11月1日招集、第14回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。        なお、本日の欠席者は2番山野委員、4番西村委員です。        以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。        総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>挨拶</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、5番岡田委員、6番安田委員をお願いいたします。        以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題とし報告第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番から2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。        (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号1番から2番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。        (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号1番から2番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>2番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位1番は、野菜の水耕栽培を行うために新しく農地所有適格法人を立ち上げ、構成員の知人の農地を借り受けるもので、営農計画書の提出をいただいて審査し問題がないものと考えています。また、資金計画にも問題なく、農地法第3条第2項の各条項に該当しておらず、農地法第3条の許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>補足ですが、ハイジアがもともと農地所有適格法人を作り、葉物野菜を生産しており、この度、水耕栽培を行うために別法人を設立したものです。従業員は従前からいる職員が兼業として従事すると聞いています。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。        (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	ここで事務局より追加議案の申出がありましたので、これを順位2番として許可します。事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	(該当地の合計筆数と面積を訂正) 【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請理由ですが、親の農地を使用貸借し営農するものです。本件は息子さんが経営移譲するものです。なお農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、農地法第3条の許可要件を満たしているものと考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
2番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題とします。 事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可後事業計画変更承認申請については1件です。議案書をもとに説明します。 (該当地の字名の訂正 目名を豊畑訂正)
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	変更箇所ですが、転用の所用面積を26,546㎡に変更し、9,048㎡の増加するものです。変更理由ですが、当該計画は埋戻しをしない計画として認可を受けていたが跡地整理の際に覆土し整地することになった。採取地の隣接地から土砂を採取する予定であり、跡地整理用の土砂として使用することとし、埋戻し計画を策定し埋戻し土砂採取地を追加した。このため採取用面積が増加することから申請がありました。また、資金計画もこれにより増額されております。 砂利採取法の現地パトロールが日高振興局で行われ、採取予定地を少しはみ出して採取しており指摘があり、併せて、農地法上も指摘することとなり、このような変更承認申請が提出されます。 なお、農地法第5条の許可要件に該当するものと考えております。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたが、埋戻しする計画の変更及び関係地を確認し、保安距離もとっているということで埋戻しの計画が妥当なものとの意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については3件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、こちらは使用貸借している相手方と売買の合意に至ったことによるものです。なお、強化促進法第18条の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番はこれを許可相当と決定します。
議長	次に事務局より、議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】  順位2番ですが、こちらは経営規模拡大のため隣接地を買い受けするものです。なお、強化促進法第18条の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号2番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番はこれを許可相当と決定します。
議長	次に事務局より、議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。 定についてを、議案といたします。
事務局	【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】  順位3番ですが、こちらは経営移譲により親の農地を10年間の使用貸借するものです。 (営農計画書を基に説明する。) 資金計画は自己資金で行います。経歴ですが、役場に勤務しておりましたが、この度経営移譲することとなり、平成28年より、年間60日くらい家業を手伝っており、今後親の指導を受けながら営農するというので、農協と営農計画を相談しております。農協等は令和2年1月1日から名義を変更する運びとなっております。 なお、強化促進法第18条の許可要件を満たしているものと考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
2番	議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

	(質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号3番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号3番はこれを許可相当と決定します。
議長	次に、議案第4号現況証明下附願いに対する発給についてを、議題といたします。事務局より、議案第4号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。  【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番ですが、95番外3筆は自宅周辺の土地であり、自家菜園や庭として使われている場所で、農地として使われていない土地であることから、この度地目整理を行い処分するために願ひ出されてたものです。 それから484-1他1筆は隠れ沢の土地ですが、484-1は86㎡で通路として使われている狭隘な土地であり非農地として問題ない場所です。 それから、535-1の土地ですが、3反7畝あるが山林と雑種地に隣接する農地で、周りから離れている農地であり、ここ数年は低利用地の状況があり、使用貸借する方も見つからない場所である。この度処分するべく非農地の願ひが出されています。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当委員に行っていたが、肥培管理が困難であり、非農地でやむを得ない旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
8番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)  賛成多数ですので、議案第4号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】  順位2番ですが、申請地447-1は斜面になっている場所であり、トラクターも入ることが危険な土地で、低利用地であり、ここ数年借り手もなく肥培管理がされていなく、昨日の現地調査において担当委員より非農地でやむを得ないとの意見をいただいております。 また、451-11の土地は宅地に隣接する農地であり、昨年まで、馬の運動場であり、牧柵もしている放牧地であり、現地調査でも肥培管理されていることから、不許可との意見が出されています。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号2番の447-1については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号2番の447-1については現況証明を発給することと決定いたします。

議長	<p>議案第4号2番の451-11については、発給しないことにご異議ありませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第4号2番の451-11については発給しないことと決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>議長</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第14回総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時刻 午前10時54分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和元年11月1日(議事録調整日 令和2年1月31日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>